

健康入浴 推進の手引き

— 公衆浴場（銭湯）の新しい役割をさぐる —



平成17年 3 月

(財) 全国生活衛生営業指導センター

刊行にあたって

公衆浴場いわゆる銭湯は、平安時代に仏教での沐浴の功德から、寺院において施浴が行われたことが始まりと言われていています。

江戸時代には、銭湯は朝から沸かして夕方まで入れる庶民の裸の付き合いが出来るいこいの場所であったようです。以後今日まで、コミュニケーションの場、健康と衛生を維持する場として国民の生活に密着し日本独特の生活文化として根付いてきました。

昭和23年には公衆浴場法が施行され、健康と衛生が大切であることが定められ、国民の福祉の一翼を担ってきています。

然しながら近年は、核家族化、内風呂の普及など銭湯を取り巻く環境も大きく変化し、銭湯数も減少しつつあります。このような状況の中で、家庭内においても地域社会においても人間関係が希薄になってきていると言われていた折り、また少子高齢化社会が進む環境下で、銭湯が、地域の人々とのふれあいの場、健康増進の場として見直され、その役割が再認識されてきました。

こうした社会環境を背景に、平成16年4月「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」が改正されました。

改正の趣旨は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることに鑑み、国及び地方公共団体は、住民の健康の増進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めるとともに、公衆浴場経営者は当該公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めることとされ、公衆浴場の位置づけが明確にされました。

このため、当全国指導センターでは、法律の改正趣旨に沿った事業を全国に展開・推進するために、「健康入浴推進事業検討会」を設置して、公衆浴場を活用し、生活習慣病の予防・改善など国民の健康増進に役立つこと、公衆浴場の新たな利用方法を普及することを目的に「健康入浴推進の手引き」を作成しました。

なお、本手引書作成にあたっては、阿岸祐幸北大名誉教授を主任研究者とする「銭湯における温熱効果の予防医学的意義に関する研究」報告書を引用させていただきました。

本手引書が、公衆浴場の活性化、さらに国民の健康増進、介護予防等に資することが出来れば幸いです。

最後に、本手引書作成に当たり、健康入浴推進事業検討会の西本至座長、各委員をはじめ、多くの方々から多大なご協力をいただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

平成17年3月

財団法人全国生活衛生営業指導センター
理事長 山下 眞臣

刊行にあたって

一般公衆浴場は、高温多湿な我が国の気候風土の中で多くの人々に入浴の機会を提供し、地域の保健衛生水準の維持向上に大いに役立ってきたところであり、地域の触れ合いの場としても重要な役割を担うなど、我が国独特の生活文化を築いてまいりました。

現在においても、一般公衆浴場は、自家風呂を持たない人々に対して入浴の機会を提供するとともに、自家風呂保有者に対しても手軽に利用でき、ゆとりと安らぎを与えることなどから、衛生的で快適な生活を確保し、国民生活の充実に大きく貢献しているところでもあります。

特に、近年においては、介護支援センターに浴場を開放し要介護者への入浴機会の確保等、地域住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等住民の福祉の向上にも取り組んできているところであり、地域住民の福祉に関し重要な役割を担ってきております。

この様な一般公衆浴場の取組を背景に、平成16年4月には「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」が改正され、一般公衆浴場が地域の健康の増進等に重要な役割を担っているという位置づけが明らかとなり、今後、一般公衆浴場が地域住民の福祉の向上のために果たすべき役割はますます大きくなっていくものであると考えております。

本書は、一般公衆浴場の特性を活かして、地域住民の健康の増進等の福祉の向上を図ることに取組まれる地方公共団体並びに公衆浴場関係者の方々の参考となるよう、阿岸北大名誉教授が主任研究者となつて行った研究の成果を基にして、健康入浴推進事業検討委員会の委員の方々にとりまとめたものであります。

本書を活用していただければ、一般公衆浴場が地域社会に根ざした地域住民のための健康の増進や介護予防等の拠点として、さらに活躍していかれるものと確信しております。

最後に本書を刊行するに際し、多大な御尽力を賜りました、健康入浴推進事業検討委員会の委員の方々をはじめ関係各位の皆様にご心よりお礼申し上げます。

平成17年3月

厚生労働省健康局生活衛生課
課長 岡部 修